

(公表様式)

業務再点検結果報告

部署名	横浜植物防疫所東京支所輸入貨物担当
部署の業務内容	1 東京港にコンテナ貨物又は本船貨物として輸入される青果物、穀類、まめ類、木材等植物類(栽培用の種子・苗及び切り花を除く)に対する検疫業務 2 検査をした植物類から発見された病害虫の同定業務 3 検査不合格となった植物類に対する消毒・廃棄等の確認業務 4 危害防止対策 5 港頭地域の指定、くん蒸倉庫の指定

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・ 親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を 行っているか。	○	外部からの照会に適切な対応ができるようマニュアルを作成している。また、対 応した事例で気づいた点があれば注意し改善を図っている。対応事例は全国の 職員が閲覧できるPPS-LANの問い合わせシステムに登録している。 対応したことについて、相手方から問題点の指摘や苦情はなく、電話等の説明 時には「よくわかった」と言われることがある。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対 応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	支所の判断で対応できるものについては、支所長、統括植物検疫官の指導の もとに迅速に対応し、必要に応じて苦情、要請の内容を取りまとめ本所に報告す る。支所での対応ができない場合は苦情、要請の内容を報告し本所の指示に従 い対応する。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されて いるか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公 平になされている考えられるか。	-	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策 に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	毎年4月と10月に植物検疫適正化啓発強化月間を設定し植物検疫に関する説 明会等を行っている。また、植物検疫広報の実施を行い、リーフレット等の配布を 行っている。 さらに植物検疫に関する規則等の改正があった場合には必要に応じて適切な 時期に説明会を開催し周知を図っている。 なお、植物検疫に関して大きな変更があった場合には説明会を開催するととも に参加者の意見を聞いており、出された意見等については取りまとめて本所に報 告することとしている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適 切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に 適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	

食の安全業務についての点検		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	植物検疫は業者及び消費者に利害を及ぼすことがあると考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入検査で不合格になったものに対する薬剤を使った消毒業務
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	植物防疫法の目的は植物に有害な動植物の駆除及びまん延防止による農業生産の安全と助長を図ることであるためBSE発生後の業務の見直しは行っていない。 また、植物防疫法の目的である農業生産の安全と助長を図ることで、国民の健康を守ることができると考えている。 なお、植物検疫の中で行う検疫くん蒸については、農薬取締法に従って実施するよう指導しており、その実施にあたっては農薬取締法に基づき登録農薬で定められた使用方法により行うよう指導している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	

		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			